

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年 2月19日(月)

今週のことば

指定管理鳥獣

今年度のクマによる人的被害が過去最多となったことを踏まえ、環境省は集中的かつ広域的に管理が必要な鳥獣としてクマ類を指定し、捕獲や調査などを支援する方針。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

2/19(月) 仏滅 雨水

20(火) 大安

21(水) 赤口 G20外相会合(ブラジル)

22(木) 先勝

23(金) 友引 天皇誕生日、税理士記念日、サッカーJ1開幕

24(土) 先負 ロシアのウクライナ侵攻から2年

25(日) 仏滅 大阪マラソン

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

2/12(月) 振替休日

13(火) 37,964△1067 149.58 ▼0.19

14(水) 37,703 ▼261 150.44 ▼0.86

15(木) 38,158 △455 150.20 △0.24

16(金) 38,487 △329 150.23 ▼0.03

短時間労働者に対する社会保険適用拡大

本年10月から、特定適用事業所(現行は従業員数101人以上の企業等)で働く一定の短時間労働者に対する社会保険(厚生年金・健康保険)の適用が拡大され、特定適用事業所となる規模要件が従業員数「51人以上」の企業等となります。

◆ 10月から特定適用事業所となる企業等は

特定適用事業所に該当するか判断する際の従業員数とは、厚生年金の被保険者数(適用拡大の対象となる短時間労働者等は除く)で判定し、直近12カ月のうち6ヵ月以上で被保険者数が51人以上となることが見込まれる場合に特定適用事業所となります(法人の場合、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される被保険者数で判定)。

したがって、令和5年10月~令和6年9月までの6ヵ月以上で被保険者数が51人以上の企業等は施行日(令和6年10月)から特定適用事業所となります(該当する可能性がある企業等には年金機構からお知らせ等を送付)。

◆ 社会保険の適用対象となる短時間労働者とは

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は3/4基準(週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上)を満たさない方でも、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上(残業代や賞与、臨時的な賃金等は除く)、③2ヵ月を超える雇用見込みがある、④学生ではない、のすべてを満たす場合は社会保険の加入対象となります。

新たに特定適用事業所となる企業等は、加入対象者の把握や従業員への説明など必要な準備を進めることが重要となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201507

確定申告の内容に間違いがあった場合は

令和5年分の確定申告が始まりましたが、確定申告書を提出した後に申告内容の誤りに気がついた場合は、申告期限内であれば最後に提出された申告書が取り扱われるため、訂正した申告書を再提出します。

申告期限後に申告書等の誤りに気づき、納付する税額を多く申告していた場合や還付される金額を少なく申告していた場合などは「更正の請求」を行うことで税金が還付されます。また、税額を少なく申告していた場合や還付される金額を多く申告していた場合は「修正申告」を行い、正しい税額に訂正します(新たに納付する税額は、修正申告書を提出する日が納付期限)。

令和6年度の労災保険率の改定について

労災保険率は業種ごとに定められており、各業種の災害発生状況などを考慮して原則3年ごとに改定されます。

これにより令和6年度の労災保険率は、全54業種のうち20業種で改定(17業種で引下げ、3業種で引上げ)となります。また、一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を全25区分のうち5区分で引下げるほか、請負による建設事業に係る労務費率を改定します。

なお、雇用保険料率については変更ありません。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記

の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年10月からの短時間労働者に対する社会保険適用拡大

◆概要

現在、従業員数 101 人以上の企業等である「特定適用事業所」で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、4 分の 3 基準（週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の 4 分の 3 以上であること）を満たさない場合でも、一定の要件（週の労働時間が 20 時間以上など）を満たす者については、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

令和 6 年 10 月から、特定適用事業所における企業規模要件が従業員数「51 人以上」の企業等に変更、該当する企業等で働く一定の短時間労働者は厚生年金保険・健康保険の加入が義務化されます。

そのため、新たに特定適用事業所となる「51 人以上 100 人以下」の企業等は、社会保険の加入対象者を把握した上で、対応方針を決める必要があります。

◆「特定適用事業所」となる企業等の判定

特定適用事業所に該当するか判断する際の従業員数とは、「厚生年金保険の被保険者の総数※」により判定し、令和 6 年 10 月 1 日から次の①又は②に該当する「被保険者数が常時 51 人以上の企業等」が特定適用事業所となります。

①法人事業所の場合は、12 カ月のうち 6 カ月以上で同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 51 人以上であることが見込まれる場合。

②個人事業所の場合は、12 カ月のうち 6 カ月以上で適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 51 人以上であることが見込まれる場合。

※厚生年金保険の被保険者の総数に、適用拡大の対象となる短時間労働者や 70 歳以上で健康保険のみ加入している方は含めません。

◎令和 6 年 10 月 1 日から特定適用事業所に該当する場合の事前通知

令和 5 年 10 月から令和 6 年 7 月までの各月のうち、6 カ月以上で被保険者数が 51 人以上であることが確認できる場合や、5 カ月で被保険者数が 51 人以上であることが確認できる場合など、施行日（令和 6 年 10 月 1 日）から特定適用事業所に該当する事業所や該当する可能性がある事業所に対しては、年金機構から事前にお知らせ等が送付されます。

なお、施行日以降は、直近 11 カ月のうち 5 カ月で 51 人以上となることが確認できた場合、対象事業所に対してお知らせが送付されます。

◆社会保険の適用対象となる短時間労働者とは

令和 6 年 10 月 1 日より、従業員数 51 人以上の特定適用事業所で働く短時間労働者が次の①～④の要件を全て満たす場合は、厚生年金保険・健康保険の加入対象者となります。

①週の所定労働時間が 20 時間以上であること

契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。また、契約上 20 時間に満たない場合でも、実労働時間が 2 カ月連続で週 20 時間以上となり、なお引き続くと見込まれる場合には、3 カ月目から加入対象となります。

②所定内賃金が月額 8.8 万円以上であること

月額賃金の算定対象は、基本給及び諸手当で判断します。ただし、以下の賃金は含まれません。

*臨時に支払われる賃金（結婚手当等）

*1 月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）

*時間外労働や休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）

*最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）

③2 カ月を超える雇用の見込みがあること

最初の雇用契約期間が 2 カ月以内であっても、就業規則や雇用契約書等において、雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されている場合や、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合は対象となります。

④学生ではないこと

「学生」とは、高等学校や大学などの学生・生徒が該当しますが、卒業後も引き続き当該事業所に使用されることとなっている者、休学中の者、定時制課程及び通信制課程に在学する者その他これらに準じる者（いわゆる社会人大学院生等）は学生に該当しないため、加入対象となります。